

鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 産後ケア事業（訪問型、宿泊型、日帰り型） 市内に住所を有する産婦（出産後1年を経過しない者とする。）、新生児及び乳児で、次のアからオまでのいずれかの産後ケアを必要とするもの

ア 産婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導

イ 産婦に対する療養上の世話

ウ 産婦及び乳児に対する保健指導

エ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

オ 育児に関する指導や育児サポート等

第5条第3号中「（おおむね午前10時から翌日午後5時までの間の利用をいう。）」を削り、同条第4号中「（日中のおおむね6時間以内の利用をいう。）」を削る。

第8条中「前に、」の次に「電子情報処理組織の使用による申請（鹿屋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年鹿屋市条例第224号）第3条第1項に規定する申請をいう。）（以下「電子情報処理組織の使用による申請」という。）又は」を加える。

第9条第1項中「旨を」の次に「電子情報処理組織の使用による処分通知（鹿屋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条第1項に規定する処分通知をいう。）又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第10条中「通知」を削り、「ものは、」の次に「電子情報処理組織の使用による申請又は」を加える。

第12条第1項中「鹿屋市産後ケア事業業務委託料請求書（別記第6号様式）」を「請求書」に改める。

第13条第2項中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

別表日帰り型の項中「1,000円」を「750円」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第8条関係）

鹿屋市長 様 申請日 年 月 日

鹿屋市産後ケア事業利用申請書兼同意書

次のとおり、産後ケア事業の利用を申請します。

利用者	母（本人）	氏名		生年月日	年 月 日
		住所	自宅 里帰り先 (様方)		
		電話番号		母子健康手帳番号	
		出産医療機関名		退院日	年 月 日
	子	氏名	(第 子)	生年月日	年 月 日
緊急連絡先	氏名	(続柄)	電話番号		
申請者 (本人以外 の場合)	氏名	(続柄)	電話番号		
	住所				
利用内容	① 申請理由（複数選択可）				
	<input type="checkbox"/> 自分の体調が優れない（からだの不調） <input type="checkbox"/> 心が不安定だと感じる（心の不調） <input type="checkbox"/> 授乳や沐浴など育児について不安がある（育児の不安） <input type="checkbox"/> その他（)				
	② 利用を希望する産後ケアの種類、期間及び施設				
	種類	期間		施設名	
	<input type="checkbox"/> 宿泊型	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）			
<input type="checkbox"/> 日帰り型	年 月 日（1日）				
③ 世帯収入区分（利用料金は世帯収入により異なることがあります）					
<input type="checkbox"/> 住民税課税世帯 <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯					
利用料金の確定のため、鹿屋市が課税台帳等関係公券を開覧することに同意します。					
必要な支援のため、私に関する情報について鹿屋市、産科等医療機関、産後ケア実施施設等関係機関が共有することに同意します。					

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市産後ケア事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について、次のとおり決定したので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

母子健康手帳番号		
利用者	住所	
	氏名	
子の氏名		
利用希望期間		
利用施設 (助産院等)	所在地	
	名称	
	電話番号	
利用料(自己負担分)		円(1日当たり 円× 日)

- 1 産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について
 - (1) 本事業を利用するときは、この決定通知書及び母子健康手帳を利用施設に提示してください。
 - (2) 本事業を利用しないとき又は利用期間等の変更があるときは、速やかに市長に届け出てください。
- 2 利用料の支払について
 - (1) 利用料（自己負担分）は、直接利用施設にお支払いください。
 - (2) 次の経費は、利用料に含まれています。
 - ・産婦の母体管理及び生活面の指導
 - ・乳房管理
 - ・沐浴、授乳等の育児指導
 - ・乳児の世話及び発育・発達確認
 - ・その他産婦が必要とする育児・保健指導

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市産後ケア事業利用申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市産後ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用について、次のとおり却下することとしたので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

母子健康手帳番号	
利用者氏名	
却下の理由	

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者
住所
氏名
(利用者との関係：)

鹿屋市産後ケア事業利用期間変更申請書

鹿屋市産業ケア事業（宿泊型・日帰り型）の利用期間を変更したいので、鹿屋市妊娠・出産包括支援事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

母子健康手帳番号			
利用者住所			
利用者氏名		生年月日	年 月 日
子の氏名	(第 子)	生年月日	年 月 日
利用施設名			
利用期間	変 更 前		変 更 後
	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		年 月 日から 年 月 日まで (日間)
変更申請理由 (具体的に御記入ください。)			
委託事業者の意見			
※市担当者欄			

- 注1 利用者が生活保護受給世帯に属する場合は、その旨お伝えください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

別記第6号様式を削り、別記第7号様式を別記第6号様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。